

コーポレートガバナンスガイドライン

株式会社SUBARU

第1章 総則

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および基本方針を示すものとして、取締役会の決議に基づき、次の通り「コーポレートガバナンスガイドライン」（以下「本方針」という。）を定める。

本方針は、法令遵守にとどまらず、取締役会における経営の意思決定・監督機能の実効性の向上および経営判断の質の向上を図り、もって当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するガバナンス体制を実現することを目的とし、その実効性について継続的に点検を行い、適時適切に改善を図るものとする。

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、SUBARUのありたい姿である「笑顔をつくる会社」を目指し、『“お客様第一”を基軸に「存在感と魅力ある企業」を目指す』という経営理念のもと、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図ることにより、すべてのステークホルダーからの信頼の確保に努めるとともに、コーポレートガバナンスの強化を経営の重要課題の一つとして位置づける。

＜ありたい姿＞ 笑顔をつくる会社

＜提供価値＞ 安心と愉しさ

＜経営理念＞ “お客様第一”を基軸に「存在感と魅力ある企業」を目指す

当社は、意思決定・監督機能と業務執行機能の明確な分離を図り、迅速かつ適切な意思決定を可能とする体制を構築する。

社外取締役による独立した立場からの監督および助言を通じて、取締役会の監督機能の実効性の確保を図るとともに、リスクマネジメントおよびコンプライアンス体制を整備する。

これらを通じ、経営の透明性の確保および適時かつ適切な情報開示の充実を図る。

第2章 株主の権利・平等性の確保、株主との対話

1. 株主との建設的な対話およびその経営への反映

当社は、株主の権利および平等性の確保に配慮し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、CEOおよびCFOはじめ経営陣が関係部門と有機的に連携のうえ、適切な情報管理のもと株主との建設的な対話を行い、長期的な信頼関係の構築に努める。

株主との対話を通じて得られた意見や示唆については、取締役会および関係部門に報告するなど、適時

適切に対応する。

2. 株主総会における権利行使環境の整備

当社は、株主総会を株主との建設的な対話の重要な機会と位置づけ、議決権行使に有用な情報の早期開示ならびに英訳による適時かつ適切な情報提供、集中日を回避した株主総会日の設定など、株主総会における権利行使に係る環境を整備する。

3. 株主総会における議決結果の分析および対応

取締役会は、株主総会において会社提案議案が可決に至らなかった場合や相当数の反対票が投じられた場合には、その背景や要因を分析し、適切な対応を検討する。

4. 政策保有株式の保有方針および議決権行使

当社は、政策保有株式について、その保有目的ならびに保有に伴う効果やリスクが資本コストに見合っているかを精査し、当社の中長期的な経営戦略に資するか否かの観点から、取締役会が保有継続の是非を判断する。

議決権行使については、取締役会が定める方針に基づき当該企業と対話を行い、その内容ならびに当該企業の業績および企業価値向上への取り組み全般を総合的に判断し、適切に行使する。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が多様なステークホルダーの貢献に支えられていることを踏まえ、これらステークホルダーとの適切な協働を推進する。

取締役会は、その権利・立場および健全な事業活動倫理を尊重する企業文化の醸成に向けてリーダーシップを発揮し、ステークホルダーとの関係が適切に構築されるよう監督する。

1. 中長期的な企業価値向上に向けた行動指針

当社は、SUBARUのありたい姿・提供価値・経営理念の実現を目指し、コンプライアンスを徹底し、

1. 「個性を磨き上げ、お客様にとって Different な存在になる」
2. 「お客様一人一人が主役の、心に響く事業活動を展開する」
3. 「多様化する社会ニーズに貢献し、企業としての社会的責任を果たす」

ことを念頭に置き事業活動を実践していく。

2. 社内の多様性の推進および職場環境の整備

当社は、お客様に喜ばれる価値創造を持続的に実現するため、多様な個性および価値観を有する従業員がその能力を十分に発揮できるよう、性別、年齢、国籍、文化、ライフスタイル等の多様性を尊重し、公平な機会を提供するなど、働きやすい職場環境を整備する。

3. 内部通報制度の整備および運用

当社は、透明かつ公明正大な社風を作り、コンプライアンスを徹底することを目的として、当社グループおよび役職員による業務上の違法行為等を発見した場合の社内報告体制として、内部通報制度を定め、

これを適正に運営する。

4. 年金資産の運用管理および体制整備

当社は、年金給付を将来にわたり確実にを行うため、年金資産の運用状況を定期的にモニタリングし、必要に応じて資産構成割合を見直す。また、年金資産の運用を担う部門の専門性を高め期待される機能を発揮できるよう、継続的な人材育成など資質向上を図る。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

当社は、財務情報および経営戦略、リスク、ガバナンス等の非財務情報について、適時かつ適切な開示と主体的な情報提供を行い、株主との建設的な対話に資する情報の充実を図る。

また、取締役会は、開示・提供される情報が正確で分かりやすく、利用者にとって有用性の高いものとなるよう、その内容の質の確保および充実について適切に監督する。

1. 情報開示の基本方針

当社は、情報開示に関する社内規程に基づき、フェアディスクロージャーに配慮しつつ、法令に基づく開示に加え、経営戦略や事業活動等に関する有用な情報を、迅速かつ公正・適正に開示する。

2. 英文による情報開示

当社は、合理的な範囲において英語による情報の開示・提供を進める。

3. 会計監査人の監査体制の確保および選解任

当社は、会計監査人による高品質な監査を確保するため、会計監査人と監査等委員会および内部監査部門との緊密な連携を含む監査環境を整備する。

また、会計監査人の職務遂行状況、監査体制および独立性・専門性について、監査等委員会において確認のうえ、会計監査人の選解任を決定する。

第5章 取締役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を踏まえ、SUBARUのありたい姿および中長期的な経営の目標や方向性を示すとともに、持続的な成長と企業価値の向上に向け、経営の公正性・透明性を確保しつつ、適切なリスクテイクを支える環境整備を行う。

また、独立した客観的な立場から、経営陣の指名・評価・報酬の決定等を通じて、実効性の高い監督を行うとともに、重大リスクへの対応を含め、当社のための最善の意思決定を図る。

1. 取締役会の基本的責務および経営の監督

取締役会は、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対する責任を踏まえ、SUBARUのありたい姿、提供価値および経営理念の実現を通じて、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る責務を負う。

この責務を果たすため、取締役会は、資本コストを踏まえた収益計画や資本政策の基本的な考え方に基づいた経営計画・経営方針等を策定するとともに、その進捗を継続的に確認し、必要に応じて対応や見直しを行う。

2. 経営陣の報酬制度の設計および運用

取締役会は、経営陣の報酬が、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に向けた適切なインセンティブとして機能するよう、客観性、透明性および公平性に配慮した仕組みのもと、報酬制度を設計する。

取締役会は、具体的な報酬制度の決定にあたっては、中長期的な業績および潜在的なリスクを踏まえ、健全な企業家精神の発揮に資するものとなるよう判断する。

3. CEO等の後継者計画およびその育成・監督

取締役会は、経営者の充実を図ることを、当社が持続的な成長を実現するための重要な課題と位置づけ、当社の経営理念や経営戦略等から導いた役員に求める要件等を踏まえ、CEO等の後継者計画のあり方について、事業環境の変化等を踏まえつつ継続的に審議する。併せて、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう適切に監督を行う。

4. 内部統制およびグループリスク・コンプライアンス体制の監督

取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、その有効性および効率性を確保するため、内部統制システムが適切に運用されるよう監督する。

取締役会は、SUBARUグループ全体のリスクマネジメントおよびコンプライアンスに関する重要事項について審議、協議および決定などを行うリスクマネジメント・コンプライアンス委員会を監督する。

5. サステナビリティに関する取締役会の責務および監督

取締役会は、サステナビリティを持続的な成長および中長期的な企業価値の向上に資する重要な経営課題と位置付け、「SUBARUグローバルサステナビリティ方針」の下、環境・社会・ガバナンスに関わる課題について、リスクと機会の両面を踏まえた積極的かつ能動的な対応を行う。

取締役会は、SUBARUグループ全体のサステナビリティ活動を推進し進捗状況をモニタリングするサステナビリティ委員会を監督し、その活動強化に努める。

6. 監査等委員会の役割・責務および体制整備

監査等委員である取締役は、株主に対する受託者責任を踏まえ、取締役の職務執行を適切に監査することにより、当社の持続的な成長および企業統治体制の確保に努める責務を負う。

監査等委員会は、内部監査部門および会計監査人と連携し、監査の実効性の確保に努める。

当社は、監査等委員会の職務を補助するための体制を整備し、専任の使用人補助スタッフを配置する。

7. 任意の委員会の設置

当社は、企業統治体制として監査等委員会設置会社を採用するにあたり、コーポレートガバナンス全般に関する議論の深化を図るとともに、取締役および社長・CEO等の指名（後継者計画を含む）および報酬に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するために、独立社外取締役が過半数を占めるガバナンス・役員指名委員会および役員報酬委員会を設置する。

8. 独立社外取締役の役割・責務および実効性の確保

当社の独立社外取締役は、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上ならびに社会的価値の向上に資するため、経営陣から独立した立場において、経営の監督および当社の経営に対する助言の機能を担う。

取締役会は、市場の要請に応える資質を有し、幅広いステークホルダーの視点を有するとともに、金融商品取引所および当社が定める独立性基準を満たす独立社外取締役が、過半数を占める構成とする。

当社は、独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に参画し、その機能を十分に発揮できるよう、取締役および執行役員との間で情報共有および意見交換の機会を設ける。

9. 取締役会の構成および実効性確保

取締役会は、必要な知識、経験および能力のバランスを備えるよう構成されるとともに、ジェンダーおよび国際性等に配慮し、実質的な多様性の確保に努める。

取締役会は、その実効性等について、各取締役への定期的なヒアリング等を踏まえた分析、評価および議論を行い、その結果を取締役会の運営の改善に活用するとともに、その結果の概要について、適時かつ適切に開示する。

10. 取締役会の運営および審議の活性化

取締役会は、自由闊達で建設的な議論および意見交換が行われるよう、その風土の醸成に努める。

当社は、社外取締役を含む取締役が議題に関して十分な事前検討を行い、その役割および責務を実効的に果たすことができるよう、経営状況の把握および当社事業への理解を深めるために必要な情報および資料の提供ならびに説明の充実を図る。

当社は、取締役会における審議の活性化および実効性向上を図るため、取締役会事務局機能を整備する。

11. 取締役に対する情報提供および研鑽支援

当社は、取締役がその職責を十分に果たし、経営の監督機能を適切に発揮することができるよう、当社グループの事業活動に関する情報および知見の継続的な提供に加え、企業経営全般に必要な知識および情報の習得・更新など研鑽の機会の提供に務め、それらの実施にあたり必要な費用を負担する。

以上

【コーポレートガバナンスガイドライン 添付資料】

< 社外役員の独立性判断基準 >

当社は、客観性および透明性の高い経営と強い経営監視機能を確保し、企業価値の向上を図るために、社外取締役および監査等委員である社外取締役（以下「社外役員」と総称）は可能な限り独立性を有していることが望ましいと考える。

従って、当社は、独立性の判断基準を定め、合理的に可能な範囲で調査を行い、以下の項目のいずれかに該当する場合には、当社にとって十分な独立性を有していないと判断する。

1. 当社および現在の連結子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者^(注1)
2. 当社の主要株主^(注2) 又はその業務執行者
3. 当社グループの主要な取引先^(注3) 若しくはその業務執行者又は当社グループを主要な取引先とする取引先^(注4) 若しくはその業務執行者
4. 当社グループの主要な借入先^(注5) の業務執行者
5. 当社グループが議決権ベースで5%超の株式を保有する者又はその業務執行者
6. 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者
7. 当社から役員報酬以外に多額^(注6) の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者）
8. 当社グループから多額^(注6) の寄付を受けた者又は受けた法人・組合等の団体に所属する者で、当該寄付に直接関わる活動に関与している者
9. 当社グループの業務執行者が他の会社の社外役員を兼任している場合の当該他の会社の業務執行者
10. 上記1項から9項までに掲げる項目に該当する者の近親者^(注7)
11. 過去5年間において、上記2項から10項までのいずれかに該当する者
12. 当社における社外役員在任期間が通算で8年間を超える者
13. その他、当社の一般株主全体との間で上記第1項から第12項までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

注1 業務執行者とは、現に所属している業務執行取締役、執行役、執行役員その他これらに準ずる者および使用人をいう。

注2 主要株主とは、直近事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで5%超を保有する株主をいう。主要株主が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する業務執行者をいう。

注3 当社グループの主要な取引先とは、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかの1年間における、当該取引先との取引による当社の売上高等が、当社グループの当該年間連結売上高等の2%を超える取引先をいう。

注4 当社グループを主要な取引先とする取引先とは、直近事業年度を含む過去3事業年度のいずれかの事業年度における、当社又は当社の連結子会社との取引による売上高等が、当該会社グループの年間連結売上高等の2%を超える取引先をいう。

注5 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関で、その借入金残高が直近事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

注6 多額とは、当社から收受している対価又は寄付の金額が、個人の場合は過去3事業年度において年間1,000万円を超えるとき、法人・組合等の団体の場合は過去3事業年度において年間1,000万円又は当該団体の年間総収入額若しくは連結売上高の2%のいずれか高い額を超えるときをいう。

注7 近親者とは、配偶者および二親等内の親族をいう。